

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市条例第18号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「10円」を「4円」に、「20円」を「8円」に、「30円」を「12円」に、「45円」を「18円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例別表第 1 に掲げる指定袋と引換えに徴収する同表に掲げる一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に改正前の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例別表第 1 に掲げる指定袋と引換えに徴収した同表に掲げる一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。